（防災対策の推進についての配慮）

第三十五条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

（教育の充実等についての配慮）

第三十六条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、小笠原諸島内の島の区域内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この条において「高等学校等」という。）が設置されていないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定による公立の高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに小笠原諸島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

3　前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（地域文化の振興等についての配慮）

第三十七条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

第十三条の四の見出しを「（農林水産業その他の産業の振興についての配慮）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　国及び地方公共団体は、小笠原諸島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。

3　前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

第十三条の四を第二十六条とし、同条の次に次の五条を加える。

（就業の促進についての配慮）

第二十七条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民及び小笠原諸島へ移住しようとする者の小笠原諸島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（生活環境等の整備についての配慮）

第二十八条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

（介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮）

第二十九条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

（高齢者の居住用施設の整備についての配慮）

第三十条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備について適切な配慮をするものとする。

（保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減についての配慮）

第三十一条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、小笠原諸島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

第十三条の三中「地方公共団体は」の下に「、小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み」を加え、同条を第二十五条とする。

第十三条の二中「地方公共団体は」の下に「、小笠原諸島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑み」を加え、「充実に」を「充実並びに人の往来等に要する費用の低廉化について」に改め、同条を第二十四条とする。

第十三条を第二十三条とする。

第十条第一項中「都」を「東京都」に改め、同条を第二十二条とする。

第九条中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第二十一条とする。

第八条の二を第十条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節　産業振興促進計画及びこれに基づく措置

（産業振興促進計画の認定）

第十一条　小笠原村は、振興開発計画に即して、国土交通省令で定めるところにより、小笠原諸島の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画（以下「産業振興促進計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2　産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　小笠原諸島において振興すべき業種

二　前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

三　計画期間

3　前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一　産業振興促進計画の目標

二　その他国土交通省令で定める事項

4　第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一　小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業（小笠原諸島において小笠原諸島特例通訳案内士（第十七条第二項に規定する小笠原諸島特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。）に関する事項

二　観光旅客滞在促進事業（小笠原諸島において旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第五項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営む者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の登録を受けた者を除く。）が、小笠原諸島内限定旅行業者代理業（旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、小笠原諸島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十八条第五項において同じ。）を行うことにより、小笠原諸島において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、小笠原諸島の観光資源を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。）に関する事項

三　補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十九条において同じ。）に関する事項